

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 (2019年) (木) (R)

No. **14964** 1部370円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業 調査 会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

目 次

☆中国2018年知財に関する重要判例① 中国への領域拡張を請求した立体商標の平等な保護 (1)

中国2018年知財に関する重要判例①

中国への領域拡張を請求した立体商標の 平等な保護

―ディオール社の国際登録立体商標紛争事件―

林達劉グループ¹ 北京魏啓学法律事務所

著者:魏 啓学、王洪亮

目 次

はじめに

- I 事件の概要
 - 1. 基本情報
 - 2. 事件の経緯

- 本件の争点に関する判示
 - 1. 第13584号審決の手続きの適法性について
 - 2. 本件商標の識別性について
- 中国への領域拡張を請求した立体商標の平等な保護

特許業務法人

三枝国際特許事務所

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜TNKビル TEL: 06-6203-0941(代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

社員·副所長 社員·副所長 中野 睦子* 菱田 高弘*

化学・バイオ部 宮川谷野合永泰社 森北兼八野内松竹嶋野本木村藤野木村藤野木木村藤野木村藤野木 無成 领明 来垣 善行 岩澤 朋之* 西橋 毅

機械・電気部 鈴木 由充 木村 豊 植田 慎吾 新田 研太 鶴 寛 奥山 美保 商標・意匠部 松本 康伸*青木 覚史 小川 稚加美* 上嶋 一美 知財情報室 関 仁士

代表社員·所 長 雅仁* 員・相談役 三枝 英二*

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長・東京オフィス所長 社員·副所長

化学・バイオ部

藤田 雅史 池上 美穂

斎藤 健治 岩井 智子 商標・意匠部

SAEGUSA & PARTNERS

田上 英二中村 剛*

吉川 麻美 羽鳥 慎也



*特定侵害訴訟代理可能

- 1. 国際商標の中国への領域拡張請求が拒絶された際の救済措置
- 2. 中国における立体商標の識別性に関する審 香基準

おわりに

はじめに

中国最高裁判所は、2019年4月22日に「中国裁判所知的財産権司法保護状況(2018)」、「2018年知的財産権司法保護に係る10大判例」及び「50大典型的判例」を発表した。最高裁判所により選定・発表されたかかる典型的判例は、各事件において現れたさまざまな問題、中国裁判所の考え及び司法実務上の傾向を具体的に反映している。弊所は、上述の判例の中から知的財産権の実務への参考になる判例を検討するが、皆様の中国司法実務の理解に資すれば幸いである。

本件は、「2018年知的財産権司法保護に係る10大判例」に選ばれ、「最高裁判所知的財産事件年度報告書(2018)」にも掲載されたものである。本件は主として、立体商標の中国への領域拡張請求における審査基準及び救済措置に関わる。本件を通じて、最高裁判所は中国に国内移行した商標の審査手続き及び法律の適用基準を明確化し、商標行政機関の事実誤認を是正することにより、国際商標出願人にタイムリーで有効な司法的救済を提供し、内外権利者の合法的利益を平等に保護した。本稿において、本件の経緯及び争点を一々紹介した上で、領域拡張請求の救済措置及び立体商標の識別性に関する審査などについて検討する。

I 事件の概要

1. 基本情報

再審請求人(一審原告、二審上訴人):パルファン・クリスチャン・ディオール社(PARFUMS CHRISTIAN DIOR)

再審被請求人(一審被告、二審被上訴人):国 家工商行政管理総局商標評審委員会 判決の情報

- 一審 北京知的財産裁判所 (2016) 京73行初 3047号行政判決書
- 二審 北京市高等裁判所(2017)京行終744号 行政判決書

再審 最高裁判所(2018)最高法行再26号行政 判決書

2. 事件の経緯

本件商標の基礎となる商標は国際登録第1221382号商標であり、出願人はパルファン・クリスチャン・ディオール社である(以下、「ディオール社」と言う)。本件商標の基礎となる商標は登録国がフランス、設定登録日が2014年4月16日、国際登録日が2014年8月8日、国際登録所有者がディオール社、指定商品が香水などである。

ディオール社は、本件の基礎商標が国際登録 された後、『標章の国際登録に関するマドリッド 協定』、『標章の国際登録に関するマドリッド協定 の議定書』に基づき、世界知的所有権機関国際事 務局(以下、「国際局」と言う)を通じて、オース トラリア、デンマーク、フィンランド、イギリス、 中国などを指定する領域拡張請求を行った。2015 年7月13日、国家工商行政管理総局商標局(以 下、商標局と言う) は、本件商標が識別性を欠く として、全ての指定商品の中国における領域拡張 請求を拒絶する旨の拒絶査定を国際局に通報した。 ディオール社は法定期間内に、国家工商行政管理 総局商標評審委員会(以下、「商標評審委員会」 と言う)に不服審判を請求したが、商標評審委員 会は、「本件商標は、商品の出所を識別する機能 を有せず、商標の持つべき識別性を欠く」として、 商評字[2016] 第13584号『国際登録第1221382号 図形商標の拒絶査定に関する不服審判請求の審 決』(以下、「第13584号審決」と言う)をなし、中 国における領域拡張請求を拒絶した。ディオール 社はこれを不服として、北京知的財産裁判所(以 下、「一審裁判所」と言う) に審決取消訴訟を提起 し、「まず、本件商標は指定色を有する三次元的 な立体商標であり、本件商標の三面図を商標評審 委員会に提出したにもかかわらず、一般的な商標 として審査された。その決定の根拠となる事実に